

新県立中央図書館整備事業設計業務委託に係わる公募型プロポーザル 【質問・回答書】

令和3年10月29日

質問書（様式1）によりいただいた質問に対し、令和3年10月22日回答分を掲示します。

なお、その他の回答は令和3年10月29日までに掲載します。

No. 11の質疑に対する回答を修正しました。

番号	資料名称	ページ	項目番号	質問内容	回答
5	実施要領	2	3(6)	建築設計統括技術者および、建築設計主任技術者の配置予定技術者の業務実績として、「(a)から(d)のいずれかの建築物の新築又は実施設計業務を完了した実績を有し」とありますが、地方公共団体が発注した美術館の改修工事で、増築部分（展示室・収蔵庫等）が300㎡以上のものは、実績として認められますか。	実施要領3(6)配置予定技術者における「新築」の規定は、棟別増築、同一棟増築を含むものとします。
6	実施要領	2	3(6)	「建築設計統括技術者（管理技術者）又は、建築設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること」とありますが、地方公共団体より発注された業務で「主任技術者」という役職名がなく、「管理技術者」および「担当技術者」という役職名で受託しているもので、「担当技術者」が主任技術者と同等の役割を果たしたものは、実績として認められますか。	認められます。
7	実施要領	2, 3		建築設計統括技術者(管理技術者)および建築設計主任技術者の資格に関しまして、「(イ)以下の建築に関する業務を建築設計統括技術者(管理技術者)又は建築設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること」との記載があります。弊社実績で(a)～(e)に該当する業務においては、「主任技術者」の位置づけがなく、「管理技術者」と「担当技術者」の専任届けを提出しました。この場合「担当技術者」として専任した者を、本業務の建築設計統括技術者(管理技術者)又は建築設計主任技術者の予定者として提出してよろしいでしょうか。	その通りです。
8	—	—	—	建築設計主任技術者の参加要件で参加資格を証する書類は前所属企業(フランス企業)で国外の国(ロシア)が発注した博物館を含む複合施設の基本設計を完了し、そのプロジェクトに主任技術者として従事した実績を、所属企業の社長が証明する書類及び日本において地方公共団体が発注した公共建築物の契約書の写しの2つでよろしいでしょうか。	その通りです。
9	実施要領	3, 4	(6)	設計共同体とした場合、建築主任技術者は代表構成員と構成員企業から各1名ずつ選出しても良いと考えて宜しいでしょうか。また、良い場合、(様式3-2)配置予定技術者調書を追加で複数提出として宜しいでしょうか。	建築主任技術者を代表構成員と構成員企業から各1名ずつ選出する場合は業務分担を実施方針書(様式12)に明確に記載し、様式3-2を複数提出してください。
10	実施要領	4	3(6)カ	『コスト管理主任技術者』としての業務完了した実績について、『積算主任技術者』等、呼称が異なっても同等業務を行ったと判断できればよい、と捉えてよいでしょうか。	その通りです。

11	実施要領	5	3(8)ウ	協力会社についてですが、1社につき3社の配置予定技術者になれるのではなく、技術者1名につき3社の配置予定技術者になれる、という認識でよろしいでしょうか。	(R3.10.29回答修正) その通りです。 ↓ 実施要領3(8)ウを削除し、重複制限を撤廃することとしました。
12	実施要領	6	5(1)	業務に従事した証明となる資料の写しの提出を求められています が、コスト管理主任技術者についてはこれまでの業務の契約書類や 成果品等で記名を求められたことが少なく、社外の書類による証明 が難しいことも考えられます。自社作成の証明書等の添付により代 替してもよいでしょうか。	可能です。